令和６年第４回定例会

富　良　野　市　議　会　会　議　録

令和６年 12 月３日（火曜日）午前 10 時 00 分開会

◎議事日程（第１号）

日程第　１　会議録署名議員の指定
日程第　２　会期の決定
日程第　３　認定第 １号（第３定）　令和５年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
　　認定第 ２号（第３定）　令和５年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
　　認定第 ３号（第３定）　令和５年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
　　認定第 ４号（第３定）　令和５年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
　　認定第 ５号（第３定）　令和５年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
　　認定第 ６号（第３定）　令和５年度富良野市水道事業会計決算の認定について
　　認定第 ７号（第３定）　令和５年度富良野市下水道事業会計決算の認定について
　　認定第 ８号（第３定）　令和５年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
日程第　４　所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告
　　調査第 ４号　児童福祉事業について
　　調査第 ３号　高齢者の保健事業と介護予防の取組について
　　都市事例調査報告
　　調査第 ５号　空家等の対策について
日程第　５　議員の派遣に関する報告
日程第　６　議員の派遣に関する報告
日程第　７　監査委員報告（例月出納検査結果報告　令和６年度８月分・９月分）
日程第　８　諮問第 １号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第　９　議案第 11 号　富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第　10　報告第 １号　専決処分報告について（自動車事故の損害賠償及び和解について）
日程第　11　議案第 ６号　富良野市宿泊税条例の制定について
日程第　12　議案第 １号～第 ５号、第 ７号～第 10 号、第 12 号～第 16 号（提案説明）

◎出席議員（16 名）

議　長	16 番	渋　谷　正　文	副議長	10 番	今　　利　一
	１番	宮　田　　均		２番	松　下　寿美枝
	３番	橋　詰　亜咲美		４番	家　入　　茂
	５番	坂　口　邦　夫		６番	関　野　常　勝

7番　佐　藤　秀　靖	8番　大　西　三奈子
9番　二　宮　利　和	11番　大　栗　民　江
12番　天　日　公　子	13番　石　上　孝　雄
14番　後　藤　英知夫	15番　本　間　敏　行

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長　北　猛　俊	副市長　稲　葉　武　則
総務部長　関　澤　博　行	スマートシティ戦略室長　西　野　成　紀
市民生活部長　北　川　善　人	保健福祉部長　柿　本　敦　史
経済部長　本　田　寛　康	ぶどう果樹研究所長　川　上　勝　義
建設水道部長　西　出　正　人	看護専門学校長　石　川　賀　子
財政課長　藤　野　秀　光	企画振興課長　小笠原　竹　伸
教育委員会教育長　近　内　栄　一	教育委員会教育部長　佐　藤　　保
監査委員　鎌　田　忠　男	監査委員事務局長　物　見　康　彦

◎事務局出席職員

事務局長　今　井　顕　一	書記　大　津　　諭
書記　向　山　孝　行	書記　菊　地　駿　汰

午前10時00分　開会
（出席議員数16名）

開　会　宣　告

○議長（渋谷正文）　これより、本日をもって招集されました令和６年第４回富良野市議会定例会を開会いたします。

開　議　宣　告

○議長（渋谷正文）　直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１　会議録署名議員の指定

○議長（渋谷正文）　日程第１、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

橋　詰　亜咲美　議員
後　藤　英知夫　議員
家　入　　茂　議員
石　上　孝　雄　議員
坂　口　邦　夫　議員
天　日　公　子　議員
佐　藤　秀　靖　議員
大　栗　民　江　議員

以上８名の議員を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

橋　詰　亜咲美　議員
後　藤　英知夫　議員

を御指名申し上げます。

諸　般　の　報　告

○議長（渋谷正文）　事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

今井顕一事務局長。

○事務局長（今井顕一）　−登壇−

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第１号から議案第10号、議案第12号から議案第16号及び報告第１号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議案第11号及び諮問第１号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。このうち、審査及び調査の終了いたしました事件につきましては、報告書として御配付のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議長の閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。

慣例によりまして、朗読は省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第２　会期の決定

○議長（渋谷正文）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長佐藤秀靖議員。

○議会運営委員長（佐藤秀靖）　−登壇−

議会運営委員会より、11月26日に告示されました令和６年第４回定例会が本日開会されるに当たり、11月28日に議会運営委員会を開催しましたので、審議した結果について御報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、34件でございます。

うち、議会側提出事件は16件で、内訳は、付託案件特別委員会報告８件、事務調査報告３件、都市事例調査報告１件、議員派遣報告２件、例月出納検査結果報告２件でございます。

市長よりの提出事件は18件で、その内訳は、予算５件、条例５件、人事２件、報告１件、その他５件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議１日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長の行政報告を受け、第３回定例会において継続審査となりました認定第１号から認定第８号までの令和５年度一般会計ほか各会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員会から審査結果報告を受け、これを審議願います。

次に、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告、議員の派遣に関する報告、監査委員報告を受けます。

次に、諮問第１号及び議案第11号の審議を願い、報告第１号の報告を受けます。

次に、議案第６号の富良野市宿泊税条例の制定につきまして、提案説明を受けた後、宿泊税条例審査特別委員会を設置し、休会中及び閉会中審査を願うことで申合せをしております。

その後、議案第１号から議案第５号まで、議案第７号から議案第10号まで及び議案第12号から議案第16号までの提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

12月４日から６日までは議案調査のため、12月７日、８日は休日のため、12月９日は議案調査のため、それぞれ休会といたします。

本会議２日目の12月10日、３日目の12月11日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

12月12日は、議案調査のため休会といたします。

本会議４日目の12月13日は、議案第１号から議案第５号まで、議案第７号から議案第10号まで及び議案第12号から議案第16号までの審議を願いますが、このうち、議案第７号、富良野市犯罪被害者等支援条例の制定については、市民福祉委員会へ付託し、閉会中審査とすることで申合せをしております。

最後に、追加議案のある場合は、順次、審議を願い、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案、調査申出等の提出期限については、12月10日の日程終了時までとすることで申合せをしております。

以上、令和６年第４回定例会の会期は、本日12月３日から12月13日までの11日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

以上、申し上げたとおり、議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（渋谷正文）　お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営し、会期は12月３日から12月13日までの11日間とし、うち、12月４日から６日まで、９日、12日は議案調査のため、７日、８日は休日のため、それぞれ休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から11日間と決定いたしました。

行　政　報　告

○議長（渋谷正文）　この際、あらかじめ申出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

北猛俊市長。

○市長（北猛俊）　－登壇－

おはようございます。

議長の許可をいただき、行政報告いたします。

１、要望運動について。

（１）高規格道路「旭川十勝道路」の整備促進について。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、10月31日に、北海道開発局、旭川開発建設部、北海道議会議長、副議長及び管内選出議員、北海道建設部、上川総合振興局旭川建設管理部に対し、11月18日に、国土交通省に対し、11月19日に、北海道選出国会議員、財務省に対し、国土強靭化実施中期計画の早期策定やミッシングリンクの解消、老朽化対策や安全対策の推進、富良野北道路の整備促進、旭川東神楽道路４車線化の整備促進、上富良野－中富良野間の計画段階評価の調査促進と、必要な予算の確保について要望してまいりました。

また、11月20日に、令和６年度北海道の道路・治水整備に関する要請活動に参加し、国土交通省に対し、高規格道路のミッシングリンク解消、暫定２車線区間の４車線化、直轄国道とのダブルネットワーク化の早期実現について要請してまいりました。

（２）富良野圏域における河川の整備促進について。

富良野圏域連携協議会会長として、11月８日に、富良野沿線市町村議会議長会とともに、北海道上川総合振興局に対し、近年のゲリラ的な集中豪雨に対応するために、石狩川上流富良野圏域河川整備計画に基づく早急な河川整備の促進と、河川の適正な維持のため、河床しゅんせつや立木の伐採など、河川維持の充実を図ることについて要望してまいりました。

（３）主要道道美唄富良野線の整備促進について。

主要道道美唄富良野線整備促進期成会副会長として、11月25日に、北海道建設管理部、総合政策部、北海道議会議長、副議長及び上川、空知管内選出議員、空知総合振興局札幌建設管理部に対し、未改良区間の整備促進、冬季における早期の通行開放、三段滝周辺での駐車場、トイレを含めた休憩施設整備について要望してまいりました。

２、旭川方面富良野警察署との連携協定の締結について。

10月23日、富良野市と旭川方面富良野警察署は、相互に連携し、サイバーセキュリティー対策を強化することで、サイバー犯罪による市民等の被害を未然に防止することや、サイバー空間の脅威への対処能力向上を図ることを目的として、サイバーセキュリティーに関する連携協定を締結いたしました。

３、台湾へのふらのワインプロモーションと食育政策推進について。

11月13日、台南市において、テレビ、新聞など、台湾の各種メディアに対するふらのワインのプロモーションを行い、11月14日に、台北市において、ふらのワイン試飲会を開催し、台湾への販売促進活動を行ってまいりました。

また、11月14日には、台湾農業部を訪問し、今後の富良野市と台湾の学校間交流を通じた食育政策の推進について、情報交換を行ってまいりました。

以上です。

○議長（渋谷正文）　以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第３

認定第１号（第３定）　令和５年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号（第３定）　令和５年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号（第３定）　令和５年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号（第３定）　令和５年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号（第３定）　令和５年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号（第３定）　令和５年度富良野市水道事業会計決算の認定について
認定第７号（第３定）　令和５年度富良野市下水道事業会計決算の認定について
認定第８号（第３定）　令和５年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

○議長（渋谷正文）　日程第３、前会より継続審査の認定第１号から認定第８号まで、以上８件を一括して議題といたします。

本件８件に関し、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長松下寿美枝議員。

○決算審査特別委員長（松下寿美枝）　−登壇−

決算審査特別委員会より、認定第１号、令和５年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第８号、令和５年度富良野市ワイン事業会計決算の認定についてまでの８件について、審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

決算審査特別委員会は、第３回定例会において設置し、認定第１号より認定第８号までの令和５年度富良野市一般会計をはじめ、各特別会計歳入歳出及び公営企業会計の決算について審査を付託され、閉会中継続審査となったところであります。

９月24日に、審査日程、審査資料の検討並びに決算内容について会計管理者より説明を受け、11月８日、10日、11日の３日間にわたり、所管部ごとに審査を行いました。

審査は、関係する職員の出席を求め、歳入の確保や歳出予算の適正な執行などに重点を置き、決算審査の着眼点に基づいた質疑が行われ、それに対する答弁をいただきながら慎重に進めてまいりました。

この中で、総務、福祉、衛生、農林業、商工、観光、建設及び教育など、各分野において、事業の取り組み方、実績、効果などについて、委員より活発な質疑がなされ、理解が深められたところであります。

審査の結果、認定第１号より認定第８号までの８件について、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（渋谷正文）　これより、本件８件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　ないようですので、以上で本件８件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより、認定第１号、令和５年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第２号、令和５年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第５号、令和５年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上４件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件４件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　御異議なしと認めます。

よって、本件４件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第６号、令和５年度富良野市水道事業会計決算の認定についてから認定第８号、令和５年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について、以上３件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件３件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　御異議なしと認めます。

よって、本件３件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第４

所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告

○議長（渋谷正文）　日程第４、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第４号、児童福祉事業について。

総務文教委員長松下寿美枝議員。

○総務文教委員長（松下寿美枝）　−登壇−

総務文教委員会から、令和６年第３回定例会で許可を得ました調査第４号、児童福祉事業についての調査の経過を報告いたします。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市が取り組む児童福祉事業について調査を進めてきました。

本市の子育て施策は、「すべては子ども達のために、すべての子ども達のために」を合い言葉に、子供たちの無限の可能性を伸ばす教育の充実に努めるとともに、学んだ成果を適切に生かすことのできる環境づくりを推進してきました。

次世代を担う子供たちを安心して育てることができる環境づくりに向けて、平成29年には、保育、療育、子育てなどの業務を保健福祉部より教育委員会に移管し、学校教育及び社会教育と併せて、子育て支援施策を総合的に推進してきた経緯があります。

移管してから８年間の間に行われてきた取組や効果については、幼保小接続のための教育等の一元化、一貫した特別支援教育の推進、要保護児童や家庭支援等への対応の一元化が図られてきているなど、一定の成果がうかがえました。また、家庭児童相談や療育相談などは、医療現場や保育現場、きめの細かい健診などのつながりの中で、相談につながりやすくなっている様子もうかがえました。

聞き取り後の意見交換では、富良野市こども通園センターの利用状況や障がい児通所支援事業の現状について、また、近年は、子供を取り巻く状況や課題が多様化しているなどの意見が出されました。

委員相互の議論を踏まえ、今後さらに調査を深めたいことから、今回は中間報告とし、継続調査を求めるものであります。

以上を申し上げ、総務文教委員会からの中間報告といたします。

○議長（渋谷正文）　ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　ないようですので、お諮りいたします。

調査第４号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第３号、高齢者の保健事業と介護予防の取組について及び都市事例調査報告について。

市民福祉委員長後藤英知夫議員。

○市民福祉委員長（後藤英知夫）　−登壇−

市民福祉委員会より、初めに、都市事例調査の結果について御報告申し上げます。

本委員会では、委員会の所管事項の調査として、愛知県常滑市及び京都府八幡市へ都市事例調査を行ってまいりました。

都市事例調査報告につきましては、考察のみ御報告申し上げます。

初めに、愛知県常滑市です。

常滑市は、社会福祉協議会のスマイルポイントと連携し、通いの場における参加者データの登録、データの分析を行うことで、市民をはじめ、民生委員児童委員等と連携した地域課題の解決に取り組んでいます。

本市においては、ふらの健幸ポイント事業における通いの場への参加によるポイント付与については、介護予防教室、ふまねっと運動参加者にはポイント付与を行っているものの、サロン、ミニサロンには付与されていない状況です。

今後は、サロン、ミニサロン参加によるポイント付与や、健康診査等の結果に応じたポイント付与の検討をはじめ、データ分析を用いた地域ごとの課題解決に向けた取組が、必要であると感じたところです。

また、データ化に伴い、職員の業務量の軽減をうかがえたことから、本市においても、データ化による職員に対する負担軽減を図ることで、さらなる取組を進めていく余地があると感じました。

また、常滑市では、データ分析した内容を、介護予防事業を進める際の重点課題を検討する材料、介護保険事業計画の策定における根拠数値、地区会議における地区

状況を示す材料として活用しており、分析の結果から、社会参加、交流を最大の介護予防と位置づけ、通いの場の拡充と参加者の増加を図る取組を検討しています。

本市においても、無関心層へのアプローチ、広報紙やホームページを活用した周知のほか、民生委員児童委員、地域住民と連携した健康状態不明者の実態把握に努めているものの、地域課題を議論する会議体の開催には至っていないことから、今後は、科学的根拠に基づくデータ分析を進め、地域住民と課題の共有や議論を行う場を設け、健幸都市としての意識醸成を図っていくことが必要だと感じました。

次に、京都府八幡市です。

八幡市は、やわたスマートウェルネスシティ計画を定めており、本計画は、まちづくりに関わる各種計画を具体的な取組として包含することで、人の健幸、まちの健幸を意識した計画であることが特徴です。歩いてしまうまちを目指すことで、健康無関心層の活動量の向上につなげることは、とてもよい取組だと感じました。

本市においても、令和５年５月に富良野市健幸都市推進プランを策定し、少子高齢化や人口減少が進んでも、地域住民がそこで暮らすことで、健康で生きがいを感じ、安全安心で豊かな生活を送ることで幸せが実感できるまちを目指し、市民がまちを歩きたくなるまち並みや居心地のよい場所がある環境の整備に取り組んでいます。

また、八幡市の健幸アンバサダーの取組は、健康に関する総合的かつ正確な情報を伝え、拡散し、健康無関心層を含む市民の行動変容を促すものとなっており、本市においても、こうした健幸アンバサダーの養成による無関心層へのさらなるアプローチを行っていくことや、データ分析による施策、取組の一層の見える化が必要だと感じました。

以上、都市事例調査報告を終わります。

次に、調査第３号、高齢者の保健事業と介護予防の取組について、調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市が取り組む高齢者の保健事業と介護予防事業について、現状を把握し、これまでの取組に関する聞き取りや、課題と対策、今後の取組について調査を進めてきました。あわせて、市内における取組状況の実態を把握するため、北の峰ふれあいサロンへの視察及び富良野市社会福祉協議会に委託設置している富良野市生活支援コーディネーターと、意見交換を行いました。

本市は、第９期富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を基本に、介護予防、フレイル予防のさらなる推進、高齢者の社会参加と地域の担い手の活躍の場づくりなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施として、高齢者の生きがいづくり、健康づくりと連動した取組を進めています。

本市の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施は、全国1,741市区町村から15の好事例のうちの一つとして選ばれ、厚生労働省のホームページに掲載されています。

こうした取組の効果が期待される中、本委員会では、通いの場、ふらの健幸ポイント事業、フレイル予防の３点に絞って調査を進めました。

通いの場について。

本市の通いの場は、ふれあいサロン、ミニサロンをはじめ、介護予防教室やふまねっと運動などがあり、富良野市社会福祉協議会をはじめ、民間事業者や民生委員児童委員、地域住民と連携し、様々な観点から介護予防事業に取り組んでいます。

今後においては、介護予防事業の一層の推進に向け、通いの場における参加者の情報をデータベース化し、科学的根拠に基づき分析することで、地域課題に対する改善の手がかりにつながると感じました。

ふらの健幸ポイント事業について。

本事業は、日々のウオーキングや健康診査の受診によるポイント付与など、項目別に付与ポイントが決められており、参加者それぞれがポイントをためることで、最大5,000円分の市内共通商品券との交換や、市内小・中学校への寄附が行えるものであり、参加者は年々増加しています。

しかしながら、健康診査の結果や通いの場であるふれあいサロン、ミニサロンへの参加に伴うポイント付与などは行われておらず、今後のさらなる事業推進に向けて、ポイント付与項目の拡充を行うことで、参加者増加の余地を感じたところです。

フレイル予防について。

フレイル予防は、栄養、身体活動、社会参加を三つの柱としており、本市においても、重点課題として、通いの場などの社会参加を機会としたポピュレーション（集団への）アプローチをはじめ、低栄養防止のハイリスク（個人への）アプローチや、健康診査、歯周病検診の受診勧奨に取り組んでいます。

今後においても、フレイル予防の取組に注力することで、一人でも多くの認知症の発症予防につながっていくと感じたところです。

これら本委員会の議論において、都市事例調査による先進地の取組事例等の知見を踏まえ、さらに議論を重ね、次の３点で意見が一致したところです。

１、通いの場における科学的根拠に基づいたデータ分析と議論の場の構築について。

高齢化の進展が予想される中、通いの場のさらなる発展に向け、参加者情報のデータベース化及び科学的根拠に基づいたデータ分析を進め、地域それぞれの課題や傾向を改善につなげることで、医療費や介護給付費の抑制

につながると考える。あわせて、同時に市民一人一人の健康に対する意識醸成が図られることから、健康診査、歯科健康診査の受診率の向上及び健康無関心層の減少に寄与していくと考える。また、データベース化を図ることで、職員に対する業務負担の軽減を図ることができる。

通いの場のように、運動や社会参加の要素を持った取組は重要性を増していくことから、参加者情報のデータベース化及び科学的根拠に基づいたデータ分析の実施を検討し、分析結果を活用した会議体の開催に努められたい。

２、通いの場における移動手段と開催場所の確保について。

通いの場の参加者の増加を促進するため、地域の現状に応じた乗り合いタクシーの利用促進と、農村地区における移動手段の確保を検討されたい。

また、移動手段の確保に当たっては、利用者への金銭的負担の軽減に努められたい。

さらに、開催場所のキャパシティーが参加の妨げとならないよう、より多くの高齢者が通いの場に参加できる環境の構築に努められたい。

３、ふらの健幸ポイント事業の拡大について。

令和５年度に行ったお友達紹介によるポイント付与など、口コミによる効果が大きいことから、参加者増加に向けた取組を検討されたい。

事業の拡大に当たっては、健康診査の結果に応じたポイント付与や通いの場の参加によるポイント付与対象の拡充をはじめ、運動以外の文化的要素の導入など、ポイント付与項目の増加を検討されたい。

また、健康無関心層へのアプローチに加え、歩きやすい、歩きたくなるようなまちの整備に向けては、部局を超えた庁内連携が必要不可欠であることから、一層の連携強化を推進されたい。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、申し上げまして、市民福祉委員会からの報告といたします。

○議長（渋谷正文）　ただいまの報告２件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　ないようですので、以上で市民福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第５号、空家等の対策について。

経済建設委員長天日公子議員。

○経済建設委員長（天日公子）　−登壇−

経済建設委員会より、令和６年第３回定例会で許可を得ました調査第５号、空家等の対策について、調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、市内に現存する空き家等の現地調査を行い、課題と対策について調査を進めてきました。

近年、人口減少と既存住宅や建築物の老朽化、社会的ニーズの変化などに伴い、全国規模で空き家に関わる諸問題が深刻化しています。

総務省の住宅・土地統計調査によると、国内の空き家総数は、昭和23年の調査開始以来、過去最高になっており、地域住民の生活環境への影響が懸念されています。

一方、本市の空き家等の状況は、住宅総数１万600戸のうち、空き家総数は1,230戸、空き家率11.6％となっており、全国及び全道平均よりも低い水準にありますが、全国的に空き家等がもたらしている多様な問題に市民は危機感を抱き、行政への期待が高まっています。

こうした中、本市においては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年９月に、富良野市空家等の適切な管理に関する条例を制定し、さらに、令和４年３月に富良野市空家等対策計画を策定し、今年度は計画期間の中間年度を迎えています。また、令和５年度には、空家等除却事業補助金を創設し、所有者に除却を促す取組を行っていますが、個人所有の財産に対する行政介入について、市は難しい対応を迫られています。

このように、全国各自治体で空き家等の対策が進む中、国では、令和５年６月に法の一部を改正し、空家等管理活用支援法人の指定をはじめ、管理不全空家に関する規定が盛り込まれ、本市においても、令和５年第４回定例会において条例改正を行いましたが、空家等対策計画の見直しには至っていない現状です。

また、平成30年度に建築物の外観目視による調査を行い、この間、施策反映をしてきましたが、調査実施から相当の期間が経過しており、現状把握が急務となっています。

以上を踏まえ、本委員会で議論を重ね、空き家等の対策は、まちづくり及び地域再生とも連動する問題であり、空き家等の中でも、管理不全空家等が確認された後に対策を講じる問題対処型対策よりも、空き家等を発生させないための対策である事前予防型対策に注力すべきであるという考えで、意見が一致したところです。

このことは、富良野市空家等対策計画の第３章、空家等の対策の１、空家等の発生抑制・適正管理に記載されていますが、より具体的な対策が必要であるとの考えから、次の２点について早急な取組を求めるものであります。

記。

１、空き家等の実態調査及び町内会等との連携について。

本市における空き家等の実態調査は平成30年に行われているが、経年変化を把握するため、再度調査する必要がある。

また、得られた調査データは経年変化することから、情報を更新し、なおかつ、その情報をデータベース化して活用できる状態に管理し、庁内各所管部署と情報共有を図り、空き家等の対策を講じていく必要がある。

そのためには、町内会や地域の方々と連携して、定期的な情報交換を行いながら、空き家等の現状を把握し、データベース化された情報が、庁内各所管部署で活用できる体制を構築されたい。

２、空き家等を発生させないための相談窓口の充実及び当事者意識の醸成、啓発について。

空き家が発生する要因として、高齢者世帯の動向が大きな要因となっていることから、高齢者が元気なうちに相続までを見据えたライフプランを考えるセミナーを定期的に開催されたい。

また、担当部署のみならず、ライフプランを気軽に相談できる窓口の開設や、税理士、不動産鑑定士、社会福祉士、弁護士など、専門家等のアドバイスを受けられる相談体制の構築、さらには、空き家等にさせないために、当事者や町内会等に積極的な情報発信を行い、意識の醸成と啓発に取り組まれたい。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、申し上げまして、経済建設委員会からの報告といたします。

○議長（渋谷正文）　ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わります。

以上で、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を終わります。

日程第５　**議員の派遣に関する報告**

○議長（渋谷正文）　日程第５、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件について報告を求めます。

７番佐藤秀靖議員。

○７番（佐藤秀靖）　−登壇−

令和６年第３回定例会で議員の派遣の許可を得ました富良野沿線市町村議会議員研修会について、派遣議員を代表して、御報告申し上げます。

令和３年６月に公布、施行された政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律において、国及び地方公共団体は、ハラスメントの発生の防止等を図ることとされ、本市議会も積極的な取組が求められる中、富良野沿線市町村議会主催により、「ハラスメント防止研修〜ハラスメントを生まない組織風土へ」と題した講演が行われ、本市議会から議員14名が参加しました。

本研修会では、講師から、ハラスメントの定義や種類、被害者と行為者への影響等についての説明の後、参加議員が議会等でハラスメントに該当すると思われる事例などを紹介し合い、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの防止に向けて、知識や理解を深めることができ、大変有意義な研修会でありました。

所感といたしまして、近年、議会の品位や社会的信用を失墜させる議員の言動を問題視し、ハラスメント条例や議員倫理条例等を制定する議会が増えつつある中、二元代表制を担う議会としての役割や機能を十分発揮するため、この研修を機に、本議会においても、個々の議員はもとより、議会全体で確固たる信念を持って、ハラスメントの防止に向けた議論を進め、より一層、多様な人材が参画し、市民に開かれた議会となるよう取り組んでいく必要があるものと感じました。

また、全国的に、地方議会の内部において、新人議員や女性議員が、同僚議員からハラスメントの標的とされる事例が報告されていることから、研修などの折に触れ、議員の意識改革に取り組み、ハラスメントを生まない組織風土をつくっていかなければいけないと感じたところであります。

全文につきましては、お手元の事務調査報告並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、報告といたします。

○議長（渋谷正文）　ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

日程第６　**議員の派遣に関する報告**

○議長（渋谷正文）　日程第６、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件に関し、道外各都市の行政事務調査の結果について報告を求めます。

14番後藤英知夫議員。

○14番（後藤英知夫）　−登壇−

令和６年第３回定例会で議員派遣の許可を得ました富良野クラブの道外都市事例調査につきまして、派遣議員を代表して、御報告申し上げます。

最初に、京都府京丹後市の未来創生人材育成プロジェクトについてです。

京丹後市では、人口減少や少子高齢化が地域経済の縮小及び人口減少を加速させる負のスパイラルを断ち切るために、若者のＵ・Ｉターンの拡大を目指し、未来創生

人材育成プロジェクトを掲げています。

これは、人口減少による若年層の流出が大きな課題となる中で、市内の高校生や若者の積極的な取組を応援するため、未来チャレンジ交流センターrootsを開設し、若者、地域、企業が連携したプロジェクトなどを創出する仕組みづくりを行っています。

この取組において、橋渡し役のコーディネーターとして、市内高校３校に地域おこし協力隊員を配置し、地域とつながる機会を創出し、学生の新たな気づきを促し、地元への愛着心の醸成へとつなげています。また、小・中学校で醸成してきた丹後学等による従来からの学校教育の視点に加え、より多角的な視点での取組を行っています。

次に、未来チャレンジ交流センターrootsについてです。

この施設は、高校生や若者の自由な発想によるプロジェクトの創出や、未来のまちづくりに向けた取組を応援する交流拠点として開設された施設です。まちなかの高校に近い場所にあり、高校生や若者など、訪れた人のやってみたいことが書かれたカードが壁一面に貼られています。

開設から２年余りで延べ5,268人が訪れており、企画や実施したプロジェクトは実に120以上に上っています。高校生の探究授業のサポートでは、商品開発やフードロス対策の企画を実施しており、水中考古学プロジェクトという取組では、ＳＮＳを活用し、高校生のアイデアをグローバル協力へとつなげ、実現した代表的な事例になっています。

考察として、本市においても、高校生や若年層の人口流出が大きな課題となっています。その解決策として、京丹後市では、rootsを開設し、高校生や若者が自ら考案したプロジェクトを地域の企業や魅力的な人とつなぎ、未来のまちづくりやチャレンジの実現を目指して後押しや伴走を行っています。

さらに、地域おこし協力隊員を学校に配置する取組は、メンタル面においても十分な配慮がなされており、来年度より本市内において新設される高校の魅力向上に向けて、大変参考になる取組であります。

この人材育成となるシステムは、起業への意欲や貴重な社会参画の機会となり、将来にわたって住み続けたいと思う意識の醸成にもつながっていきます。高校生の居場所が限られる本市においても、チャレンジを応援する交流場所を、地域企業や住民との協働により設けることは、貴重な人材に対する大きなリターン事業であると考えます。交流拠点の可能性も含め、十分に参考としたい取組であります。

続いて、兵庫県豊岡市の深さをもった演劇のまちづくりについてです。

豊岡市では、小さな世界都市の実現に向け、若者をターゲットとした人口減少対策を目的に、芸術文化による深さをもった演劇のまちづくりを掲げています。

これは、社会的、経済的、文化的に豊かな大都市と、貧しくてつまらない地方というイメージに対抗し、地方で暮らす価値を圧倒的に高めるための戦略です。人口規模は小さくても、文化芸術を媒介し、世界の人々から尊敬されるまちを目指しており、演劇やダンスなどを文化資源の中心に据え、芸術文化観光専門職大学との連携を掲げています。

また、豊岡演劇祭では、まちづくりと連動した演劇祭として、城崎国際アートセンターなどを主要会場として、近隣の町や温泉街など、まちの至るところが舞台となっています。2023演劇祭には、11日間で延べ２万3,647名が来訪し、ツーリズムによる経済波及効果は１億9,100万円に上っています。

さらに、豊岡アートシーズンでは、様々な文化芸術事業を一体的に広報することにより、文化芸術のまち豊岡のイメージを発信し、市の魅力と暮らすことの価値を高め、世界を感じ暮らしたいと考える若い世代の育成にも取り組んでいます。

次に、城崎国際アートセンターです。

ここは、舞台芸術を中心とした国内最大級のアーティスト・イン・レジデンス、滞在型創作活動の支援制度の拠点施設であり、宿泊設備を有し、地方創生総合戦略の拠点として、文化政策の創造と発信の場となっています。開館以来、高い評価を得ており、現在までに205組の外国人を含むアーティストを受け入れています。

ワークショップなどの地域交流プログラムの実施により、地域住民が多様な芸術活動に触れられる機会が設けられており、本年度は17組のアーティストが滞在制作を予定しています。

考察として、豊岡市では、人口減少対策として、文化芸術による小さな世界都市の実現に向け、深さをもった演劇のまちづくりを掲げ、文化、観光、経済の好循環による地域の自律的なビジネスの活性化など、演劇祭を契機としたまちづくりの推進を行っています。

本市の演劇祭は、富良野演劇工場の１か所で数日間の開催日程となっていますが、豊岡演劇祭は11日間、会場は、劇場のほか、温泉街、海岸など11会場以上に及んでいます。これは、フリンジ型演劇祭による効果で、会場を幾つも巡ることや観光施設を周遊することにより、演劇ツーリズム効果が生まれています。観光消費額は約１億円を超え、演劇祭を通じて、９月の閑散期の地域経済の活性化や関係人口の創出にもつながり、経済効果が大きいものと考えます。

本市においては、富良野演劇工場を中核施設としていますが、施設の規模、演劇祭の形態も大きく異なることから、小劇場として演劇のまち富良野の独自の取組を考

えていかなければなりません。幸いにも、脚本家の倉本聰氏が主催した富良野塾のノウハウが運営に生かされ、文化芸術創造都市としての位置づけを有しており、今後のナイトタイムエコノミーなど、インバウンドを想定する取組に大いに期待するところであります。

また、豊岡市では、芸術文化観光専門職大学と連携することにより、新たな視点で人口減少対策が考えられており、大学誘致を含め、演劇や文化、観光が経済の好循環を生み、まちづくりの一端を担っていく可能性を強く感じたところであります。

小さな世界都市としての類似点を模索しながら、指定管理者であるふらの演劇工房との間において、創造的な意見交換を行いながら、積極的に調査研究を進めていただきたいと思う次第であります。

全文につきましては、お手元の報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、報告といたします。

○議長（渋谷正文）　ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時00分　休憩

午前11時08分　開議

○議長（渋谷正文）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第７　**監査委員報告**

○議長（渋谷正文）　日程第７、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、令和６年度８月分及び９月分の２件であります。

本報告２件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第８

諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（渋谷正文）　日程第８、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

北猛俊市長。

○市長（北猛俊）　−登壇−

諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本市の人権擁護委員黒岩優佳氏は、令和７年３月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、黒岩優佳氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（渋谷正文）　本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　ないようですので、お諮りいたします。

本件について、推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

日程第９

議案第11号　富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（渋谷正文）　日程第９、議案第11号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

北猛俊市長。

○市長（北猛俊）　−登壇−

議案第11号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

富良野市固定資産評価審査委員会委員鈴木弘美氏は、令和７年３月８日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、鈴木弘美氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（渋谷正文）　本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　ないようですので、お諮りいたします。

本件選任について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、選任に同意することに決しました。

日程第10

報告第１号　専決処分報告について（自動車事故の損害賠償及び和解について）

○議長（渋谷正文）　日程第10、報告第１号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

柿本敦史保健福祉部長。

○保健福祉部長（柿本敦史）　−登壇−

報告第１号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第１項の規定により、去る10月11日付をもって専決処分を行った自動車事故の損害賠償及び和解につきまして、同条第２項の規定により御報告申し上げるものでございます。

本件は、令和６年９月10日、美唄市温浴施設ゆーりん館駐車場内において、高齢者福祉課から運転依頼を受けた受託業者が運転するバス車両が、乗客降車後に駐車場にて後退する際、誤ってゆーりん館所有の電柱に設置された安定器盤と接触し、損傷を与える事故が発生したものでございます。

安定器盤の損害金は５万1,700円でございます。

事故の状況から富良野市の過失割合を10割とし、損害賠償額を５万1,700円として、10月11日に示談を交わしております。

幸い、今回の事故において、双方に人身等の被害はなく、大事には至りませんでしたが、今後も、受託業者を含め、自動車運転に際しては安全運転に十分留意するよう指導を徹底してまいります。

以上です。

○議長（渋谷正文）　本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　ないようですので、報告第１号は、地方自治法第180条第２項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第11

議案第６号　富良野市宿泊税条例の制定について

○議長（渋谷正文）　日程第11、議案第６号、富良野市宿泊税条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

稲葉武則副市長。

○副市長（稲葉武則）　−登壇−

おはようございます。

議案第６号、富良野市宿泊税条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、人口減少や少子高齢社会の進展により、社会保障費等の増加などで市の財政が厳しさを増す一方で、急増する外国人観光客の受入れ環境整備や観光資源の開発など、観光行政の新たな対応が求められる中、持続可能な観光地づくりの推進と、本市の観光振興施策に要する費用を確保することなどを目的に、市内に宿泊する方にも一部御負担いただき、法定外目的税である宿泊税を賦課徴収するため、条例を制定しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第１条は、条例の趣旨について、第２条は、条例における用語の定義について、第３条は、宿泊税を課す納税義務者について、第４条は、宿泊税を課さない課税免除について、第５条は、宿泊税の税率について、第６条は、徴収方法について、それぞれ規定しようとするものでございます。

第７条から第９条は、宿泊税を徴収する特別徴収義務者及び納税管理人（12ページで訂正）について、第10条は、申告納付の時期等について、第11条は、不足金額等の納入手続について、第12条は、徴収不能額等の還付または納入義務の免除について、それぞれ規定しようとするものでございます。

第13条から第15条は、特別徴収義務者が行うべき帳簿の記載義務や書類の電磁的記録による保存等について、第16条及び第17条は、法定外目的税及び宿泊税の賦課徴収について、第18条は、規則への委任について、それぞれ規定しようとするものでございます。

第19条は、帳簿の記載及び書類の作成義務違反等の罰則について、第20条は、納税管理人に関する過料について規定するものでございます。

条例の施行日は、規則で定める日とし、附則第３項から第５項までの経過措置及び準備行為については、本条例の公布の日から施行しようとするものでございます。

なお、附則第６項及び第７項は、北海道による宿泊税が課された場合の取扱いについて、第８項は、条例施行後における宿泊税の制度について検討を行う時期について、それぞれ規定しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

御訂正をお願いいたします。

第７条から第９条は、宿泊税を徴収する特別徴収義務

者及び納税管理人と申し上げるところを、納税管理者と申し上げました。正しくは納税管理人でございますので、御訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（渋谷正文）　お諮りいたします。

本件は、さきの議会運営委員長より報告のとおり、精査を要しますので、委員６名による宿泊税条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、休会中及び閉会中の継続審査といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいま設置されました特別委員会委員につきましては、委員会条例第７条第４項の規定により、本職より御指名申し上げます。

松　下　寿美枝　議員
家　入　　茂　議員
佐　藤　秀　靖　議員
大　西　三奈子　議員
天　日　公　子　議員
後　藤　英知夫　議員

以上６名の議員であります。

ただいま御指名申し上げました６名の議員を選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

なお、本会議終了後に宿泊税条例審査特別委員会を開催いたします。

日程第12

議案第１号から第５号、第７号から第10号、第12号から第16号（提案説明）

○議長（渋谷正文）　日程第12、議案第１号から議案第５号まで、議案第７号から議案第10号まで及び議案第12号から議案第16号まで、以上14件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

稲葉武則副市長。

○副市長（稲葉武則）　−登壇−

議案第１号、令和６年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第９号は、歳入歳出それぞれ5,858万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億8,250万2,000円にしようとするものと、繰越明許費の補正で追加２件、債務負担行為の補正で追加16件、変更１件、地方債の補正で廃止１件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

20ページ、21ページでございます。

２款総務費は、１項総務管理費で、バス路線維持に係る生活交通路線維持対策事業費の市生活交通路線維持対策路線維持費補助金、ＡＩオンデマンド交通ふらのりの利便性向上を図るＡＩオンデマンド交通運行事業費の文具・消耗器材及び印刷代、手数料、ＡＩオンデマンド交通コールセンター移設業務委託料、ＡＩオンデマンド交通運行システム設定委託料、需要の増加によるアスリート育成派遣補助金、東山パークゴルフ場乗用芝刈り機の維持に要する有料パークゴルフ場運営管理費の器具修繕料、合わせまして1,041万6,000円の追加でございます。

３款民生費は、１項社会福祉費で、指定寄附の積立てを行う基金積立金の社会福祉基金積立金、介護認定調査に要する旅費等を確保する介護保険特別会計繰出金、健康診査及び骨粗鬆症検診の需要増加に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金、需要の増加による子ども医療給付事業費の子ども医療費（市単独分）、過年度精算に係る養育医療給付事業費の養育医療費国庫負担金精算返還金、需要の増加による自立支援給付事業費の障害福祉サービス費、地域生活支援事業費の移動支援事業委託料の追加、２項児童福祉費で、制度改正に伴う児童手当支給事業費の児童手当及び過年度精算に係る児童手当国庫負担金精算返還金、会計年度任用職員通勤手当確保のためのこども家庭センター運営費の委員費用弁償及び旅費、過年度精算に係る乳児子育て世帯応援事業費の出産・子育て応援事業交付金国庫補助金精算返還金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（その他世帯分）の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金精算返還金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金精算返還金、制度改正による児童扶養手当支給事業費の児童扶養手当支給費、過年度精算に係る母子家庭等自立支援給付事業費の母子家庭等自立支援給付事業補助金精算返還金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費の高等学校卒業程度認定試験合格支援事業補助金精算返還金、燃料価格高騰などに伴う児童館等運営費の燃料及び光熱水費、需要の増加による障害児通所給付事業費の障害児通所給付費、過年度精算に係る障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金、子育てのための施設等利用給付事業費の子育てのための施設等利用給付交付金国庫補助金精算返還金、子育てのための施設等利用給付交付金道補助金精算返還金、保育対策総合支援事業費の保育対策総合支援事業費補助金精算返還金の追加、合わせまして5,737万8,000円の追加でございます。

４款衛生費は、１項保健衛生費で、需要の増加による

エキノコックス症対策経費のエキノコックス症検査委託料、ボイラー設備の修繕を行う看護専門学校学生寮管理経費の施設修繕料の追加、看護職員養成修学資金貸付金の減額、２項清掃費で、設備の交換修繕を行うリサイクルセンター運営管理経費の施設修繕料の追加、差引きいたしまして129万6,000円の追加でございます。

６款農林業費は、１項農業費で、農業体験者滞在施設の冷房の設備整備を行う農業体験者滞在施設管理費の農業体験者滞在施設空調設備設置工事負担金の追加、２項林業費で、事業量の増加による民有林育成推進事業費の民有林育成推進事業補助金の追加、合わせまして1,240万8,000円の追加でございます。

７款商工費は、１項商工費で、観光公園における街灯など電気料増による一般事務費の燃料及び光熱水費の追加、事業費確定による中心街活性化センター運営管理費の中心街活性化センター屋上防水工事費の減額及び財源振替、差引きいたしまして34万6,000円の追加でございます。

８款土木費は、２項道路橋梁費で、事業費内での調整による市道橋長寿命化事業費の設計測量調査委託料、橋梁塗膜含有物調査委託料の追加、橋梁長寿命化修繕計画策定委託料の減額、４項都市計画費で、事業費内での調整による公園管理費の施設修繕料の追加、公園維持補修委託料の減額、５項住宅費で、事業費確定による公営住宅入居者移転事業費の入居者移転補償費、公営住宅長寿命化事業費の公営住宅長寿命化改修工事費、耐震改修促進事業補助金の住宅耐震改修促進補助金、公営住宅建設事業費のアスベスト調査分析委託料、公営住宅解体工事費の減額、合わせまして1,665万5,000円の減額でございます。

９款教育費は、１項教育総務費で、需要の増加による部活動・競技大会派遣補助金の小中学校各種競技大会派遣補助金の追加、２項小学校費で、空調設備整備に係る小学校管理費の燃料及び光熱費の追加、（債）空調設備及び次世代エネルギー設備借上料の減額、３項中学校費で、空調設備整備に係る中学校管理費の燃料及び光熱水費の追加、（債）空調設備及び次世代エネルギー設備借上料の減額、差引きいたしまして660万1,000円の減額でございます。

11款給与費は、１項給与費で、財源振替でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページでございます。

１款市税は、２項固定資産税で、償却資産217万1,000円の追加でございます。

16款国庫支出金は、１項国庫負担金で、障害者自立支援給付費負担金、児童扶養手当支給費負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金、児童手当負担金の追加、２項国庫補助金で、地域住宅交付金、住宅・建築物安全ストック形成事業交付金の減額、差引きいたしまして3,244万6,000円の追加でございます。

17款道支出金は、１項道負担金で、障害者自立支援給付費負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金の追加、児童手当負担金の減額、２項道補助金で、豊かな森づくり推進事業補助金の追加、差引きいたしまして649万4,000円の追加でございます。

19款寄附金は、１項寄附金で、社会福祉費寄附金３万円の追加でございます。

20款繰入金は、１項基金繰入金で、ふるさと応援基金繰入金、スポーツ振興基金繰入金、農業推進事業基金繰入金、合わせまして2,175万5,000円の追加でございます。

22款諸収入は、５項雑入で、中心街活性化センター屋上防水工事負担金589万2,000円の追加でございます。

23款市債は、１項市債で、公営住宅建設事業債1,020万円の減額でございます。

戻りまして、６ページ、７ページでございます。

第２条繰越明許費の補正は、第２表繰越明許費補正に記載のとおり、農業体験者滞在施設管理費及び南２丁目２道路改良舗装事業で、工事に係る施工が令和７年度に及ぶため、記載の金額を限度として翌年度に繰り越すため、追加するものでございます。

第３条債務負担行為の補正は、第３表債務負担行為補正に記載のとおり、令和６年度移動通信用鉄塔施設整備事業費につきましては、令和７年度に係る契約を行うため、令和６年度地域おこし協力隊派遣業務委託料、令和６年度住民情報システム運用保守委託料、令和６年度住民情報システムクラウド利用料、令和６年度ＡＩオンデマンド交通運転委託料、令和６年度富良野市山部診療所診療及び医事業務委託料及び令和６年度一般廃棄物収集運搬業務委託料につきましては、令和７年４月１日から業務を実施する上で本年度中に契約事務を進めるため、令和６年度島ノ下地区コミュニティカー運行事業費、令和６年度山部地区コミュニティカー運行事業費につきましては、令和７年度乗合事業の認可を取得するに当たり、契約手続を本年度中に行うことが必要なため、令和６年度富良野市スポーツ施設指定管理料、令和６年度富良野市地域福祉センター指定管理料、令和６年度富良野市デイサービスセンターいちい指定管理料、令和６年度富良野市養護老人ホーム寿光園・富良野市デイサービスセンターやまべ指定管理料、令和６年度富良野市中心街活性化センター指定管理料につきましては、公の施設の指定管理者制度に基づく協定締結のため、令和６年度リサイクルセンター運営管理業務委託料、令和６年度スクールバス運行委託料は、令和７年４月１日から３年間の業務を実施する上で本年度中に契約事務を進めるため、それぞれ記載の期間及び限度額により、債務負担行為を定めるために追加するものでございます。

令和５年度小中学校空調設備及び次世代エネルギー設備借上料につきましては、令和24年度までの期間を令和25年度までの期間に変更するものでございます。

第４条地方債の補正は、第４表地方債補正に記載のとおり、公営住宅建設事業費の起債を行わない調整で、廃止するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第２号、令和６年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第２号は、歳入歳出それぞれ３万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億5,738万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

８ページ、９ページでございます。

１款総務費、３項介護認定審査会費は、２目認定調査費で、認定調査費の委員費用弁償及び旅費及び普通旅費、３万1,000円の追加でございます。

４款基金積立金、１項基金積立金は、１目介護保険給付費準備基金積立金で、介護保険給付費準備基金積立金６万6,000円の減額でございます。

６款諸支出金、１項償還金及び還付加算金は、１目償還金及び還付加算金で、国庫負担金等償還金の介護給付費国庫負担金等精算償還金６万6,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、６ページ、７ページでございます。

７款繰入金は、１項他会計繰入金で、４目その他一般会計繰入金の事務費繰入金３万1,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第３号、令和６年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算第２号は、歳入歳出それぞれ122万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を４億466万6,000円（17ページで訂正）にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

６ページ、７ページ下段でございます。

１款総務費、１項総務管理費は、１目一般管理費で、一般事務費の健康診査委託料、骨粗鬆症検診委託料、合わせまして122万6,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、６ページ、７ページ上段でございます。

２款繰入金、１項他会計繰入金は、１目一般会計繰入金で、その他一般会計繰入金122万6,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第４号、令和６年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第２号は、予算第４条の２に定めた特例的収入及び支出の補正並びに債務負担行為の設定３件でございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第２条は、特例的収入及び支出の補正で、予算第４条の２に定めた地方公営企業法施行令第４条第４項の規定による当該事業年度に属する債権の額100万円を299万4,000円に、債務の額5,700万円を4,928万8,000円にそれぞれ改めるものでございます。

第３条は債務負担行為の設定で、令和６年度水源送水場管理委託料、令和６年度検針業務委託料及び令和６年度動力計装機器更新事業費について、令和７年４月１日から業務を実施する上で令和６年度中に契約事務を進めるため、記載の期間及び限度額を定めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第５号、令和６年度富良野市下水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市下水道事業会計補正予算第１号は、資本的収入及び支出については、予算第４条本文括弧書き中、不足する額１億4,300万円を１億5,165万5,000円に改め、資本的収入から865万5,000円を減額し、収入予定額を３億3,864万5,000円にするものと、予算第５条に定めた企業債の変更、債務負担行為の設定２件でございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

４ページ、５ページでございます。

１款資本的収入は、１項企業債、１目企業債の減額、６項国庫補助金、１目国庫補助金で、社会資本整備総合交付金の減額、合わせまして865万5,000円の減額でございます。

予算第５条に定めた企業債の補正は、下水道事業費の限度額を6,750万円から6,870万円に、起債対象経費の見直しに伴う減額により、資本費平準化債の限度額を１億6,370万円から１億5,510万円に変更するものでございます。

債務負担行為の設定は、令和６年度汚泥運搬委託料及び令和６年度汚泥処理委託料について、令和７年４月１日から業務を実施する上で令和６年度に契約事務を進めるため、記載の期間及び限度額を定めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第７号、富良野市犯罪被害者等支援条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市の犯罪被害者等の支援に当たって、基本理念、市及び市民等の責務を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の早期回復または軽減を図るため、条例を制定しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第１条は、条例の目的について、第２条は、条例における用語の定義について、第３条は、本市の犯罪被害者等支援に当たっての基本理念について、第４条から第６条は、犯罪被害者等支援に当たっての市の責務、市民等の責務、事業者の責務について、第７条から第15条は、本市の犯罪被害者等の支援に関する基本的な施策について、第16条は、委任について、それぞれ規定しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和７年４月１日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第８号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、農業委員会会長等の報酬につきましては、国の農地利用最適化交付金を活用しており、報酬額の内訳については、別途、農業委員会委員報酬基準要綱により定めているところでありますが、今般、国及び北海道から、引き続き報酬に最適化交付金を上乗せして支給するためには、報酬条例に規定するなど整備するよう要請がありましたので、本条例を改正しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和７年４月１日からとしようとするものでございます。

なお、市長が定める能率報酬につきましては、条例改正後、要綱等により２万5,200円と定める予定でありますので、基本報酬との合算額では、改正前の報酬額と変更はございません。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第９号、富良野市農村環境改善センター設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野市農村環境改善センターの入湯料の上限額を改定しようとするものでございます。

富良野市農村環境改善センターの大人の入湯料は、北海道の公衆浴場入浴料金統制額の改定に伴い、令和６年４月１日から640円としておりますが、農村環境改善センターの大人の入湯料につきましては、効率的な経営の下における適正な原価をもって、かつ、適正な利潤を含む水準として算定される北海道の統制額に、入湯税を加算した額とすることとしており、同統制額が令和６年10月１日から改定されたことにより、大人の入湯料を650円に改定しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和７年１月１日（17ページで訂正）からとしようとするものでございます。

なお、小学生及び中学生の入湯料は現行どおりといたします。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、富良野市住宅改修等促進助成条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成21年から実施しております住宅改修等促進助成事業について、継続して居住及び生活環境の向上と地域経済の活性化を図るため、本条例の適用期間を５年間延長しようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

附則第２項の改正は、条例の失効日を令和12年３月31日まで延長しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、指定管理者の指定（富良野スポーツセンター及び富良野市屋外スポーツ施設）について御説明申し上げます。

本件は、富良野スポーツセンター条例第３条及び富良野市屋外スポーツ施設設置条例第３条の規定に基づき、両条例第４条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として、特定非営利活動法人ふらのスポーツ協会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、令和７年４月１日から令和12年３月31日までの５年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第13号、指定管理者の指定（富良野市中心街活性化センター）について御説明申し上げます。

本件は、富良野市中心街活性化センター設置条例第５条の規定に基づき、第６条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として、ふらのまちづくり株式会社を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、令和７年４月１日から令和12年３月31日までの５年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただき

たいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第14号、指定管理者の指定（富良野市地域福祉センター）について御説明申し上げます。

本件は、富良野市地域福祉センター設置条例第４条の規定に基づき、第６条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として、社会福祉法人富良野市社会福祉協議会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、令和７年４月１日から令和10年３月31日までの３年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第15号、指定管理者の指定（富良野市デイサービスセンターいちい）について御説明申し上げます。

本件は、富良野市デイサービスセンター設置条例第４条の規定に基づき、第５条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市デイサービスセンターいちいの指定管理予定者として、社会福祉法人富良野市社会福祉協議会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、令和７年４月１日から令和10年３月31日までの３年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第16号、指定管理者の指定（富良野市立養護老人ホーム寿光園及び富良野市デイサービスセンターやまべ）について御説明申し上げます。

本件は、富良野市立養護老人ホーム設置条例第７条の規定に基づき、第８条に規定する業務及び富良野市デイサービスセンター設置条例第４条の規定に基づき、第５条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市立養護老人ホーム寿光園及び富良野市デイサービスセンターやまべの指定管理予定者として、社会福祉法人富良野あさひ郷を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、令和７年４月１日から令和10年３月31日までの３年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

御訂正をお願いいたします。

議案第３号、令和６年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算でございますが、歳入歳出予算の総額を４億466万6,000円と読み上げるところを、40億466万6,000円と申し上げました。正しくは、４億466万6,000円でございますので、御訂正をお願いいたします。

次に、議案第９号、富良野市農村環境改善センター設置条例の一部改正についてでございます。

条例の施行日を令和７年１月１日からと読み上げるところを、令和８年１月１日からと申し上げました。正しくは、令和７年１月１日からでございますので、御訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（渋谷正文）　以上で、本件14件の提案説明を終わります。

散　会　宣　告

○議長（渋谷正文）　以上で、本日の日程は終了いたしました。

明４日から６日まで及び９日は議案調査のため、７日、８日は休日のため、それぞれ休会であります。

10日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時50分　散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年12月 3日

議　　長　　渋　谷　正　文

署名議員　　橋　詰　亜咲美

署名議員　　後　藤　英知夫